

別表（第2条関係）

補助事業名	運送事業者へのゼロエミッション車普及促進補助事業
補助事業の目的	自動車からの排出ガスによる地域の大気環境の改善に資するため、国（環境省）と協調して補助することにより、事業用トラック、事業用バス及び事業用タクシーについて、ゼロエミッション車（電気バス・トラック及び燃料電池タクシーに限る。）の導入を促進し、県民の健康の保護や生活環境の保全を図ることを目的とする。
補助事業の対象となる者	<p>1 電気バス・トラックを導入する場合</p> <p>(1) 県内に使用の本拠を置く電気バス・トラックを導入する民間運送事業者（一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者及び第二種貨物利用運送事業者）及び当該事業者がそれらをリースする事業者</p> <p>ただし、国（環境省）の「脱炭素成長型経済構造移行推進対策費補助金（商用車等の電動化促進事業）（以下「国補助金」という。）」の交付を受ける者に限る。</p> <p>補助金の交付を受けることができる件数は、同一年度につき、1事業者あたり2台までとする。</p> <p>(2) (1)に補助する市町</p> <p>2 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>市町</p> <p>ただし、燃料電池タクシーを導入する事業者は、国補助金の対象となる者と同じの者（燃料電池タクシーを導入又はリースする者に限る。）とする。</p>
補助対象経費	<p>1 電気バス・トラックを導入する場合</p> <p>(1) 当該車両の導入に必要な経費のうち、車両本体価格と通常車両価格の差額ベース車両を改造して製作する車両（改造後の車両が新規登録できるものに限る。）については、その改造費用</p> <p>※消費税及び地方消費税は除く。</p> <p>※「事業用」として登録する車両に限る。</p> <p>※トラックについては、車両総重量（ベース車両における車両総重量をいう。）が2.5t超の車両に限る。</p> <p>(2) (1)について市町が補助した経費</p> <p>2 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>当該市町域内に使用の本拠を置く燃料電池タクシーを導入する民間運送事業者及び当該事業者がそれらをリースする事業者等に対し、市町がその経費について行う補助額</p>
補助率	<p>1 電気バス・トラックを導入する場合</p> <p>(1) 補助事業の対象となる経費の1/12</p> <p>(2) 補助事業の対象となる経費の1/2</p> <p>2 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>補助事業の対象となる経費の1/2</p>

補助金の額	<ol style="list-style-type: none">1 電気バス・トラックを導入する場合<ol style="list-style-type: none">(1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 上限額：バス 200万円/台、トラック 100万円/台 なお、千円未満の端数があるときは、事業者ごとにこれを切り捨てるものとする。(2) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 上限額：バス 200万円/台、トラック 100万円/台 なお、千円未満の端数があるときは、市町ごとにこれを切り捨てるものとする。2 燃料電池タクシーを導入する場合 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 上限額：50万円/台 <p>1、2ともに予算の範囲内とする。</p>
-------	---

別に定める事項

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 電気バス・トラックを導入する場合</p> <p>(1) 補助事業の対象となる者1の(1)に該当する場合</p> <p>ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-1又は1-2)</p> <p>イ 見積書等(車両本体価格又は改造費が明記されているもの)(写)</p> <p>ウ 国補助金の交付決定通知書(写)(補助金交付申請までに知事に提出が困難な場合は、確約書)(写)</p> <p>エ 登記簿謄本、登記現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書(発行から3カ月以内のもの)(写)※1</p> <p>オ リース料金算定根拠明細書(写)(リース事業者の場合のみ)</p> <p>カ その他知事が必要と認める書類</p> <p>※車両購入後の事後申請は、補助金交付の対象外となります。</p> <p>(2) 補助事業の対象となる者1の(2)に該当する場合</p> <p>ア 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-3)</p> <p>イ 経費所要額調書(別紙様式2)</p> <p>ウ 市町の補助金交付要綱</p> <p>エ 事業者からの交付申請書(写)</p> <p>オ 見積書等(車両本体価格又は改造費が明記されているもの)(写)</p> <p>カ リース契約の場合は、リース料金算定根拠明細書(写)</p> <p>キ 市町補助金交付決定通知書(写)</p> <p>ク その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>(1) 補助対象事業の概要(予定)(別紙様式1-4)</p> <p>(2) 経費所要額調書(別紙様式2)</p> <p>(3) 市町の補助金交付要綱</p> <p>(4) 事業者からの交付申請書(写)</p> <p>(5) 見積書等(車両本体価格又は改造費が明記されているもの)(写)</p> <p>(6) リース契約の場合は、リース料金算定根拠明細書(写)</p> <p>(7) 市町補助金交付決定通知書(写)</p> <p>(8) その他知事が必要と認める書類</p>
	<p>(指定期日) 別に指定する日</p>
<p>第7条第1項 (事業の変更承認)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更)</p>
	<p>(軽微な事業内容の変更)</p>
<p>第7条第1項 (交付決定額の変更)</p>	<p>(添付書類) 第3条の添付書類に準じる。</p>
	<p>(指定期日) 別に指定する日</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項)</p>

<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <p>1 電気バス・トラックを導入する場合</p> <p>(1) 補助事業の対象となる者1の(1)に該当する場合</p> <p>ア 補助対象事業の概要(確定)(別紙様式3-1又は3-2)</p> <p>イ 購入又はリースに係る契約を示す書類(写)</p> <p>ウ 領収書等の支払が確認できる書類(写)</p> <p>エ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項(写) 電子車検証非対応の場合は、自動車検査証(写)のみ 電子車検証対応の場合は、自動車検査証記録事項(写)のみ</p> <p>オ 国補助金の交付額確定通知書(写)</p> <p>カ その他知事が必要と認める書類</p> <p>(2) 補助事業の対象となる者1の(2)に該当する場合</p> <p>ア 補助対象事業の概要(確定)(別紙様式3-3)</p> <p>イ 経費所要額調書(別紙様式2)</p> <p>ウ 事業者からの実績報告書(写)</p> <p>エ 購入又はリースに係る契約を示す書類(写)</p> <p>オ 領収書等の支払が確認できる書類(写)</p> <p>カ 自動車検査証又は自動車検査証記録事項(写) 電子車検証非対応の場合は、自動車検査証(写)のみ 電子車検証対応の場合は、自動車検査証記録事項(写)のみ</p> <p>キ 国補助金の交付額確定通知書(写)</p> <p>ク 市町補助金交付確定通知書(写)</p> <p>ケ その他知事が必要と認める書類</p> <p>2 燃料電池タクシーを導入する場合</p> <p>(1) 補助対象事業の概要(確定)(別紙様式3-4)</p> <p>(2) 経費所要額調書(別紙様式2)</p> <p>(3) 事業者からの実績報告書(写)</p> <p>(4) 購入又はリースに係る契約を示す書類(写)</p> <p>(5) 領収書等の支払が確認できる書類(写)</p> <p>(6) 自動車検査証又は自動車検査証記録事項(写) 電子車検証非対応の場合は、自動車検査証(写)のみ 電子車検証対応の場合は、自動車検査証記録事項(写)のみ</p> <p>(7) 国補助金の交付額確定通知書(写)</p> <p>(8) 市町補助金交付確定通知書(写)</p> <p>(9) その他知事が必要と認める書類</p>
	<p>(指定期日)</p> <p>下記(1)又は(2)のうち早い日</p> <p>(1) 事業終了日又は国補助金に係る交付額確定通知書発行日のうち遅い日から30日以内</p> <p>(2) 令和9年4月9日</p>
<p>第19条第1項 (財産処分の制限)</p>	<p>(処分制限期間)</p> <p>補助事業の対象となる者1の(1)については、国補助金の交付規程に定める期間 補助事業の対象となる者1の(2)及び2については市町が定める期間</p>

※1 リース契約等の場合、リース事業者と予定貸与先のものが必要。地方公共団体は提出不要。